

第1 監査の対象

(仮称)岸和田市立桜台保育所新築工事(建築)

第2 監査実施日

平成19年2月2日(金)

第3 監査の方法

平成18年度に施工した工事のうち、契約金額が1,000万円以上の中から内容等を勘案のうえ、監査対象を抽出し、設計図書、関係図書等の書類監査と現場監査を関係職員立会いのもと説明聴取を受け実施した。

なお、技術的、専門的立場から社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査を依頼し、技術士の派遣を得て実施した。

第4 監査の結果

1 工事の概要

(1) 工事場所

岸和田市尾生町地内

(2) 工事請負業者

日信建設 株式会社

(3) 設計委託業者

株式会社 壇建築計画事務所

(4) 工事請負金額

137,959,500円(設計金額 169,326,150円)

(5) 落札率(工事請負金額/設計金額)

81.5%

(6) 工事期間

平成18年9月4日から平成19年2月28日まで

(7) 工事監督員

建設部建築住宅課 A

(8) 工事の内容

ア 規模

敷地面積 2,397.49m²

建築面積 872.54m²

延床面積 1,357.14m²(1階 845.51m² 2階 489.73m² 自転車置き場 21.9m²)

イ 用途 保育所

ウ 構造 鉄骨造2階建(勾配屋根一部陸屋根)

(9) 工事進捗状況(2月2日現在)

約70%

2 監査結果及び調査内容

書類監査については、計画・設計・積算・契約・施工管理・工事監理に関する関係書類

の提示と説明を受け、さらに質問による内容の詳細確認を行った結果、おおむね良好な業務の遂行が認められた。

また、現場監査についても、工事現場内での施工状況や既に仕上がった部分の目視確認から、おおむね適切な施工管理による工事施工が認められた。

(1) 書類監査について

ア 計画について

本計画は、以前から送迎時の駐車等に対する近隣住民の苦情や保護者からの老朽化等に伴う建替えの要望が寄せられていた八木南保育所及び桜ヶ丘保育所の2園を統廃合し、公立保育所1園を新築することを目的としている。あわせて民間保育所運営等助成事業のもとに民間保育所1園を創設することにより、定員が60人増加し、待機児童の問題解消に役立つことから、きわめて適切な事業であることが認められた。

また、当該計画敷地が区画整理事業区域内であることから、区画整理事業者との協議をはじめ、区画整理課や建設指導課等、関係各課との協議が行われており、事前の調整が十分に実施されたことが認められた。

地元住民への事前説明と調整についても、隣接地住民を対象に平成18年3月から7月の間に3回説明会を実施しており、十分な対応がとられていた。

イ 設計について

(ア) 施設設計への関係者の要望の把握について

施設設計に関する要望は、両保育所の保護者会から市に提出された建替えの要望や保護者会を対象とした新保育所の説明会における参加者の発言から把握していた。

また、事業目的への適合性を確保するために、保育課長を委員長とし、保育所の所長会代表などの各職種代表と保育課及び建築住宅課からなる新保育所建設検討委員会を設置し、平成17年6月から平成18年12月までに委員会を18回開催し、それぞれの立場から意見を持ち寄り議論しており、その中から要望を把握していた。

(イ) 設計業務委託先の選定について

基本設計業務については、10者による指名競争入札を行い、入札価格が最も低かった同額の2者から抽選により株式会社壇建築計画事務所を選定していた。

また、実施設計業務については、基本設計業務完了後に当該委託設計者と随意契約しており、おおむね適切な業務委託先の選定が認められた。

なお、今後の設計業務の委託先の選定については、外部の有識者を交えたプロポーザルを含む総合評価による選定などの工夫が望まれる。

(ウ) 諸法令への対応について

当該施設は、「建築基準法」「児童福祉法」及び「都市計画法」に準拠して設計

されており、設計全体を通して、諸法令への適切な対応が認められた。

また、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、アプローチの段差解消、誘導ブロック設置、廊下の有効幅確保等、適切な配慮がされていた。

シックハウス対策については、特記仕様書に使用する建築材料ごとの具体的な品質・性能の条件が明記されており、施工完了後に化学物質の濃度測定を行い、問題のないことを確認することとしており、適切に配慮されていることが認められた。

なお、本工事での測定時期は気温が低い冬季であるため、濃度測定時の室温は化学物質の放散特性に極めて大きな影響を与えることから、環境条件に対する測定値の評価方法に関しても明記することが望まれる。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に関しては、本工事の床面積が2,000㎡未満であることから適用対象外ではあるが、法の趣旨を尊重して、断熱複層ガラスやインバーター制御換気扇等の採用による省エネルギーへの取り組みが望まれる。

(I) 耐震設計について

当該施設は、地震時に機敏な避難行動が難しい乳幼児を預かる保育所であることから、市としての耐震性能の設定方針を立て、基本設計に反映することが望まれる。

たとえば、「大地震動後に構造体の大きな補修不要」とする 類、重要度係数 = 1.25とし、大震災時にも軽微な損壊にとどまるような耐震性能が望ましい。

ウ 積算について

(ア) 数量積算について

設計数量の積算は、「建築数量積算基準・同解説」に準拠して委託設計者が行い、これを市の担当者がチェックしており、適切な処理が認められた。

しかし、多くの業務を抱える担当者が数量の妥当性を詳細にチェックするのは容易なことではないので、委託設計者から積算書を收受するときは、委託設計者の説明のもとに精査すると共に、必要に応じて再計算させるなどの指示を与えて積算精度の向上のためのインセンティブを与えることが積算精度の確保のために有効と思われる。

(イ) 設計額の算出について

設計額を算出するための単価の設定は、「公共建築工事積算基準」「施工単価」及び「コスト情報」等の情報に準拠していた。また、該当する単価の記載がないときは3者以上の専門業者から見積書を徴取して、最低価格に低減率を乗じて設計額を計上しており、おおむね適切な設計額の算出が認められた。

今後は、市場の実勢単価の把握や業者の見積金額の精査によるコスト低減に努め、自治体経営の健全性の確保と住民サービスの質の向上のため、より一層、適正価格の把握が望まれる。

エ 契約について

(ア) 請負者の選定について

請負者の選定については、12者による指名競争入札（希望型）を行い、最低価格を提示した11者の抽選により日信建設株式会社が落札した。見積期間は14日間であり、「建設業法」の定めを満たしており、質疑は4者から計17件が提出されており、適切な入札が実施されたことが認められた。

(イ) 工事請負金額について

入札に際して、あらかじめ最低制限価格を公表しており、その結果、落札額はこの最低制限価格と同額で、設計金額の81.5%となり、指名競争入札によるコスト低減としての一応の成果が得られたことが認められた。

今後は、技術提案による総合評価方式競争入札を取り入れ、入札に際して価格のみでなく福祉や環境への配慮といった政策的要素を付加することにより、建設工事の質の確保と長い目で見たコストの低減に取り組むことが望まれる。

(ウ) 契約にかかわる書類について

次の契約にかかわる書類が適切に整理・保管されていることが認められた。

工事請負契約書、設計図書（設計図、設計書、特記仕様書、共通仕様書、質疑回答書）、請負代金内訳書、工程表、着工届、現場代理人選任届、監理技術者選任届、前払金保証証書、公共工事履行保証保険証、建設工事保険加入証、建設業退職金共済掛金収納書

オ 施工管理について

(ア) 施工計画書について

施工計画書には総合施工計画書と工種別施工計画書があり、いずれもおおむね適切な記載内容が盛り込まれており、監督員による内容の確認も行われていることが認められた。

しかし、工種別施工計画書に下請け業者が作成した施工要領書をそのまま綴じているものが見受けられた。施工計画書は、請負者が設計図書の精査を行いながら重点管理をするポイントや問題点を抽出したうえで作成し、監督員に提出するものであり、施工要領書は、下請業者が請負者の作成した施工計画書に基づいて作成するものである。

このような基本に立ち返って施工の品質と安全作業の確保に向けた工事管理が行われるよう請負者への一層充実した指導が望まれる。

(イ) 工程表について

品質、安全、工程等に関して適切な工事を遂行するためには、的確な工程管理が

必要である。本工事では、日々の工事を円滑に消化するため、全体工程表、月間工程表、週間工程表の順に作成しており、その結果おおむね良好な管理状態が維持されていることが認められた。

この中で、工事着手時に作成される全体工程表は、その後の施工計画書や施工図の作成、資材の調達等を含む施工全般を時間軸でコントロールするものであるため、全体工程表には、施工計画書及び施工図の提出時期、見本製作（施工）時期、監督員・関係する行政官庁等の試験・検査立会時期、労働基準監督署・消防署等への書類提出時期等を明記して、計画的で適切な工事管理ができるよう請負者に対する一層の指導が望まれる。

(ウ) 承諾、報告、提出、協議等について

設計図書及び「公共建築工事標準仕様書」に記載がある試験・検査立会時期は、監督員及び請負者の出席のもとに毎週開催される工程会議で確認して週間工程表に反映し、これに基づいて実施していることが記録から認められた。

しかし、設計図書及び「公共建築工事標準仕様書」に記載がある承諾、報告、提出、協議等にかかわる事項についても工程会議で確認して、所定の事項が計画的に実施されるよう改善が望まれる。

今回は、実施工程表、施工計画書のうちの品質計画、コンクリート製造工場の選定の承諾にかかわる書類と、総合施工計画書、工種別施工計画書、杭工事報告書の提出にかかわる書類を確認と監督員からの説明により、承諾、報告、提出、協議、試験・検査の立会い等がおおむね適切に実施されていることが認められた。

(I) 工事写真について

工事の出来形や品質を確認し、検査における重要な記録資料となり、工事完了後においても施工時に起因する問題が生じた場合の重要な証拠資料として利用される工事写真が的確に撮影され、整理されているのが確認できた。

特に、形状・寸法の確認を要するものについてはリボンテープを当て、黒板に形状・寸法等の必要事項を明記し、遠景及び近景を撮っており、適切な撮影が行われていることが認められた。

しかし、一部において、一工程の終了後の撮影や監督員の立会い状況の撮影が行われておらず、写真の説明書きには、撮影日時や撮影箇所を特定できないものがあるので改善が望まれる。

(オ) 検査、試験について

設計図書及び「公共建築工事標準仕様書」で指示されている各種の検査は、毎週開催される工程会議で確認されており、おおむね計画通りに実施され、その文書や試験証明書、検査結果報告書等はよく整備されていることが認められた。

(カ) 現場安全管理について

現場安全管理については、総合施工計画書に安全衛生計画が記載され、そこでは安全衛生管理組織、安全衛生重点管理項目、安全大会や安全衛生協議会の開催、新規入場者教育、作業開始前の現場打合せ等がおおむね記載されており、それらに関する実施記録が整備されていることから計画的な安全衛生管理活動が展開されていることが認められた。

できれば着工当初に建築工事の全体工程表に対応する安全管理基本工程表を作成して、安全作業計画書の作成時期、労働基準監督署等への各種届出書類の提出時期、安全大会や安全衛生協議会の開催時期等を明記して関係者に周知しておくことが望まれる。

(キ) 現場周辺への工事災害防止対策について

現場周辺への工事災害防止対策は、設計図書や「建設工事公害防止対策のしおり」に準拠して、仮囲いや工事車両出入口の誘導員の配置等が総合仮設として計画・実施されていることが認められた。

騒音振動が発生する工事に関しては、近隣との事前の協定による作業時間の取り決めを遵守して適切に施工していたことが工事記録で認められた。

掘削盛土の場内仮置きに関しては、当初はシート覆いによる粉塵の飛散防止を行っていたことが工事記録写真で認められたが、仮置き土の一部移設時のシート撤去後にシート覆い復旧が行われていないため改善が望まれる。

(ク) 関連工事との連絡調整について

関連工事との連絡調整は、建築工事と関連工事の請負者が監督員の調整のもとに毎週開催する工程会議で実施されていることが打合せ記録で確認でき、関連工事との連絡調整は非常に適切に行われていることが認められた。

(ケ) 環境への配慮について

特定建設作業にかかわる事前届出は、「騒音規制法」及び「振動規制法」に準拠して適切に行われていることが、届出書類の写しで確認できた。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)にかかわる発生材の再資源化に関しては再資源化計画書が作成され、提出されていることが確認できた。今後提出される再資源化報告書についても収受して整理・保管されたい。

「循環型社会形成推進基本法」にかかわる再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書についても作成され、提出されていることが確認できた。

現場で発生する産業廃棄物の処理は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)で確認することになっており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の平成12年改正で、確認する範囲がそれまでの中間処理終了時から最終処分終了時まで拡大され、平

成17年の改正では、運搬や処分の担当者の氏名だけでなく受託した業者の氏名または名称の記載が義務付けられ、年を追うごとに厳しくなっている。

このような規制強化のなかで本工事では、産業廃棄物処理計画書は作成されており、請負者による収集運搬業者との委託契約書、収集運搬許可証、中間処理業者との委託契約書、処分業許可証は確認できたが、最終処分業者との委託契約書等は確認できなかった。

また、中間処理場、最終処分場、運搬経路の確認が現地で実施されていることが、記録写真で認められず、マニフェストについても整理・保管されていなかった。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠した適切な産業廃棄物の処理に関して監督員の厳格な指導が望まれる。

(コ) 仮設工事について

仮設工事にかかわる主な届出は、「労働安全衛生法」に準拠して適切に行われていることが届出書類により確認できた。

また、主な仮設計画図として、外部足場計画図が作成されており、適切な計画であることが確認できた。

仮設工事に関しては、本工事のように施工計画書の作成が省略されるケースが多いが、工事内容と設置計画、実施工程表、管理体制、工事手順、安全管理計画、有資格者等が明記された仮設工事施工計画書を作成し、周知徹底して作業が行われることが望まれる。

(ク) 土工事について

土工事施工計画書には、工程表、根切工法、残土処分方法、法勾配及び法面の養生方法、品質計画、安全管理対策、公害対策等の項目についておおむね記載されていることが認められた。

なかでも品質計画は監督員の承諾事項であり、請負者はここに記載された品質管理活動を自主的に行い、その記録をその都度監督員に提出することになっている。監督員は、特記仕様書に定めがあるか、もしくは監督員自身が必要と認めたときに立会いによる検査を行う以外は、請負者から提出された品質管理記録の内容を確認することで監督員としての検査を行う。

このように品質計画は設計品質を確保するうえで極めて重要なものである。品質計画には管理項目、管理値、測定方法、測定頻度、管理値を外れた場合の処置方法、管理記録の書式等が適切に記載されるように指導することが望まれる。

工程表や残土処分方法についてもより詳細に明記し、関係者に周知徹底することが望ましい。

(シ) 杭地業工事について

杭地業工事では、直径267mmのソイルセメント併用羽根付鋼管杭を使用していた。

杭搬入時期、工程、施工業者名、杭の種類・規格・寸法、施工機械の仕様・性能、施工方法等が記載された杭地業工事施工計画書及び実施工程表、工事写真、試験堀の施工記録、本杭の施工記録等が記載された地業工事施工報告書により適切な工事施工が行われたことが認められた。

また、本杭の施工に先立ち試験堀の施工を行い、事前に実施した地質調査に基づく想定支持地盤の深さを確認し、地業工事施工報告書にその結果をまとめていることが確認できた。

なお、施工計画書に記載されている品質計画に基づく管理記録が工事の進捗に伴って請負者から随時、監督員に提出され、監督員がこれを確認・検査した記録を整理・保管することが望まれる。また、専門工事業者による責任施工といえども「建築工事監理指針」にうたわれているように専門工事業者が適切な施工能力を保有しているかどうかについては、施工実績等の証明資料で確認することが望まれる。

(ス) 鉄筋工事について

施工業者名、作業管理組織、鉄筋の種別・種類・製造所等が明記された鉄筋工事施工計画書が作成されており、配筋検査記録、工事写真の確認により適切な施工が行われたことが認められた。

なお、施工計画書には工程表、使用区分、荷札の照合と提出時期、品質計画等を記載することが適切な品質管理を遂行するうえで望まれる。

ガス圧接は、施工品質がガス圧接工の技量に大きく左右されるので、施工業者名、作業管理組織、ガス圧接技量資格者の資格、ガス圧接部の試験について施工計画書に明記させ、工事着手に先立って技量試験を実施して、合格者によるガス圧接作業を実施することが望ましい。

鉄筋材料の検収に関してはミルシート(規格品証明書)が整理・保管されており、適切な材料管理が行われていることが認められた。

(セ) コンクリート工事について

工程表、計画調合表、打込量、打込順序、打込作業員の配置、打継ぎ面の処置方法、コンクリートの打込後の養生方法等がおおむね記載されたコンクリート工事施工計画書が作成されていることが認められた。

施工計画書の品質計画、コンクリート製造工場の選定に関わる監督員の承諾を受けける事項についても記録が整理・保管されており、適切な工事施工が行われたことが認められた。

また、コンクリート製造工場は、「公共建築工事標準仕様書」に準拠したJIS表示認定工場であり、定められた時間内に打込みが終了できる範囲内に立地している中から選定されていることが確認できた。

コンクリートの試し練りは実施されていなかったが、コンクリート製造工場において直近に同一材料、同一配合による調合実績があるなどの特別な事情がない限り、

計画調査ごとに監督員立会いのもとに試し練りを行うことが望ましい。

また、一工程の施工を完了したときに請負者が監督員に報告することになっている事項は、文書で行い、その記録を整理・保管することが望まれる。

(ウ) 鉄骨工事について

当該施設は、柱材に冷間圧延角形鋼管を使用した2層ラーメン構造である。

鉄骨工事施工計画書に基づいて工場製作要領書、工事現場施工要領書、耐火被覆作業要領書が作成されており、これらに基づいて施工されたことが工事写真から確認できた。

鉄骨工事についても施工計画書で各種施工要領書・工作図・施工計画図の作成・提出時期や各種の検査や試験の実施予定期日が記載された実施工程表を着手前に作成し、この工程表のもとに計画的に品質管理活動を展開することが望まれる。

施工計画書のうち品質計画については請負者が行う品質管理活動の規範となるものであり、品質記録の提出による監督員の検査がもれなく実施されることが望まれる。

なお、適切な鉄骨加工能力を有する鉄骨製作工場を選定することは、建物の耐震性能が溶接部の品質に全面的に依存することからきわめて重要である。このため「建築工事監理指針」にあるように、鉄骨構造の所定の構造性能を確保するために「建築基準法」の改定に伴って誕生した「指定性能評価機関」による工場認定制度に準拠したグレードによる適切な鉄骨製作工場の選定が望まれる。

施工計画書、品質管理が適切に行われたことを示す記録、溶接部の確認結果、溶接部の試験結果、超音波探傷試験結果の記録が整理・保管されていることが確認できた。

一工程の施工を完了したときの報告が口頭ではなく、文書でその都度行われ、その記録が整理・保管されることが望まれる。

本工事で該当する材料検査、締め付け検査、建方完了時の形状、寸法精度については、検査結果を確認し、適切な品質が確保されていることが認められた。

なお、材料試験に代えるミルシートの確認では、本工事では比較的使用する鋼材数量が少ないので必ずしもミルシートの原本が入手できずに写しを添付することになる。この場合は、写しが当該鋼材と整合していることを保証した会社の社印、保証責任者の氏名・捺印及び日付が明示された証明書を添付するように指導することが望まれる。

(ク) 防水工事について

主な防水工事は、屋上アスファルト防水と屋上合成高分子系シート防水である。

防水工事施工計画書には、工程表、施工業者名、施工管理組織、施工範囲、防水層の種類、工法、消防署への届出、コンクリート打継ぎ箇所・立ち上がり・立ち下りの構造と納まり、品質計画等がおおむね記載されているのが確認できた。

施工計画書のうち品質計画においては、管理項目、管理値、測定方法、測定頻度、管理値を外れた場合の処置方法、管理記録の書式等の記載が不十分であり、改善が望まれる。

また、この品質計画に従って請負者が実施した品質管理活動の品質記録をもれなく提出するように指導することが品質の確保を図るうえで効果的であり、善処が望まれる。

一工程の施工を完了したときの報告は、次工程に進む時点で監督員が確認すべき重要な報告事項であるので、電話や口頭による事前の確認があってもその報告を文書で整理・保管することが望まれる。

監督員は防水層の施工に随時立ち会うこととされており、立会記録を請負者に作成させ、整理・保管しておくことが望まれる。

上記のような改善を要する点はあるものの、工事写真、検査報告書から設計図書に記載された防水工事が施工されたことが確認できた。

カ 工事監理について

(ア) 工事監理業務の通知について

工事監理業務は、委託工事監理者を置くことなく「建築工事監理指針」に準拠して、市の監督員が直接に実施している。請負者に対して着工当初に監督員の氏名、監理業務区分、監理業務方針等を文書で通知していることが整理・保管している文書で確認できた。

(イ) 工事監理業務の実施状況について

工事監理業務は、監督員、請負者(建築、電気設備、衛生設備の3者)の参加のもとに毎週開催される工程会議により、各工事間の調整を要する事項の抽出や調整結果の確認等を行っており、円滑な工事の消化に大いに寄与していることが整理・保管している記録で確認できた。

また、これらの打合せ記録は、次回の工程会議で監督員や出席した各工事の請負者により再確認されており、関係者間における連絡・調整が確実に行われていることが認められた。この確認書は、再確認の際に各出席者が署名・捺印したうえで整理・保管することが望まれる。

監督員の検査・立会いに関しては、週1回開催される上記の工程会議でその日時と場所を確認し、週間工程表に反映して確実に実施してきたことが、打合せ記録で確認できた。

また、請負者との間で交わされる承諾、報告、提出、協議、指示等にかかわる文書や立会い記録の整理・保管に関しては、一部で欠落したものや請負者が作成しているものの監督員のもとに整理・保管していないものもあり改善が望まれる。

これらの工事監理活動は監理月報で記録・保管していた。今後は、監理日報に近隣に関わることや請負者に対する監理業務に関すること等を記録し、必要に応じて

監督員の上司に報告・指示を仰ぎ、この監理日報をもとに監理月報を作成し、この監理月報を市役所内の関係部署、保育所関係者等に配布・回覧等を行って工事の進捗状況の周知を図り、関連部署等の理解を深めて事業推進に役立てることが望まれる。

(2) 現場監査について

ア 現場作業場全般について

(ア) 現場表示板について

法令で設置が義務付けられている現場表示板（建設業許可票、建築基準法による確認済票、労災保険関係成立票、施工体系図）が適切に設置されていることが確認できた。

(イ) 仮囲いについて

仮囲いについては、総合仮設計画図に記載されている通りに成形鋼板（H=3,000mm）と1箇所出入口が設置されていた。強風による倒れ止めも設置されており、第三者の安全確保のために適切に対応されていることが認められた。

(ウ) 労働安全管理について

新規入場者教育、KY（危険予知）活動の記録はよく整理されており、安全管理が行き届いていることが認められた。

作業安全のための安全朝礼広場の整備と、そこにおける安全看板や安全掲示の取付け、場内の安全標識・表示の設置等について、さらに充実することが望まれる。

(エ) 建設廃棄物処理について

建設廃棄物である発生材処理に関しては、混合廃棄物としての最終処分量を少なくすると共にリサイクル化を推進するための分別収集が実施されておらず、コンテナボックスに雑然と投入されていた。

請負者が作成した施工計画書や環境関連法令に基づく諸届にあるように、環境問題へ真摯に対応するよう請負者に指導することが望まれる。

(オ) 近隣・第三者対策について

建設工事にかかわる第三者安全対策としては、土工事における建設残土搬出のダンプトラックやコンクリート打設工事における生コン車のように工事車両の出入りが多いとき、鉄骨部材搬入のように大型工事車両が出入するときには、車両誘導員を配置し、第三者災害の発生防止に努めていることが日報で認められた。

しかし、掘削土の場内仮置きに伴って隣接する住宅に粉塵が飛散することを防止するためのシート養生が、復旧されていなかった。請負者に対して指導することが望まれる。

イ 工事施工状況について

すでに本工事の進捗状況は70%に達しており、仕上げの追い込みに入っている状況である。建築、電気設備、衛生設備にかかわる多くの職種の業者が並行・混在作業を整然と行っており、毎朝すべての請負者の作業員が参加して行われている安全朝礼が作業間の連絡・調整に効果的に寄与していることが感じられた。

外部仕上工事に関しては、外壁吹き付け塗装仕上面の吹きむら、キズ、汚れもなく良好な仕上がり状態が確認できた。

また、外部建具のシーリングにおいても所定のシーリング幅が確保されており、建具の気温による膨張収縮によるシーリングの破断の恐れがない良好な施工状況が認められた。

しかし、外部足場には適切なサイズの壁つなぎが使用されていないため、変則的な取付けが見られた。

また、外壁工事に伴って足場組立・解体作業主任者の了解なしにブレースが取り外されたままになっていたり、手すりがなく躯体足場間の隙間が30cm以上あっても落下養生棚が設けられていない等、安全設備や安全行動に不備が見られたので監督員の請負者に対する一層の指導が望まれる。

内部仕上工事に関しては、おおむね適切な工事が行われていると認められたが、残された工期が1ヶ月弱しかないと考えると、相当高密度の多職種による並行・混在作業が実施されることになる。

特に、脚立作業による転落事故の発生が危惧されるため、作業間調整を一層きめ細かく行うように請負者を指導することが望まれる。

また、化学物質に対する感受性が高い乳幼児を預かる当該施設が極めて重視する内装工事と塗装工事はこれから着手する段階である。使用材料の受入検査では、ホルムアルデヒドに関しては表示システム（たとえば、F ）があり、確認が容易にできる一方、その他の化学物質であるトルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン等に対しては規格が整っていない状況にある。

このため、使用材料の受入検査においては、MSDS（化学物質等安全データシート）で含有成分の確認を確実に行うと共に、搬入資材の保管に関しても別室保管を行い、早めに梱包を解いて化学物質の放散を促したり、作業中の換気を励行したりといったきめ細かい施工管理が行われるように監督員の指導が望まれる。